

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補の職務 2 主事の職務	20 (0)	24.1%	主事補	4 (0)	36	43.4%	係員級
				主事	16 (0)			
				計	20 (0)			
2級	主任の職務	16 (2)	19.3%	主任	16 (2)	36	43.4%	係員級
				計	16 (2)			
3級	1 主査の職務 2 係長の職務 3 主幹の職務 4 困難な職務を担当する係長の職務	18 (0)	21.7%	主査	4 (0)	20	24.1%	係長級
				係長	14 (0)			
				主幹	0 (0)			
4級	1 特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務 2 困難な職務を所掌する副課長の職務	14 (0)	16.9%	困難な係長	0 (0)	14	16.9%	副課長級
				計	18 (0)			
				係長及び主幹	2 (0)			
5級	1 課長に相当する特に困難な業務を所掌する副課長の職務 2 課長の職務	8 (0)	9.6%	副課長	2 (0)	13	15.7%	課長級
				課長	6 (0)			
				計	8 (0)			
6級	高度な知識、経験を有する課長の職務	7 (0)	8.4%	課長	7 (0)	13	15.7%	課長級
				計	7 (0)			
合計		83	100.0%					

※合計欄、内訳欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、右欄に再任用職員を内数として記載
※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 自動車運転手・一般技能職員の職務 2 用務員等の職務 3 調理員・労務作業員の職務 4 事務見習又は技術見習・給仕の職務	0 (0)	0.0%	運転手・一般技能職員	0 (0)	4 (2)	100%	係員級
				用務員	0 (0)			
				調理員・労務作業員	0 (0)			
				事務見習又は技術見習・給仕	0 (0)			
2級	1 自動車運転手・一般技能職員の職務 2 用務員等の職務 3 調理員・労務作業員の職務	2 (02)	50.0%	計	0 (0)			
				運転手・一般技能職員	0 (0)			
				用務員	2 (2)			
				調理員・労務作業員	0 (0)			
3級	1 相当な技能又は経験を必要とする自動車運転手・一般技能職員の職務 2 相当な技能又は経験を必要とする用務員・調理員・労務作業員の職務 3 自動車運転手・一般技能職員の職務 4 困難な業務を行う用務員等の職務 5 相当の経験を必要とする調理員・労務作業員の職務	0 (0)	0.0%	計	2 (02)	4 (2)	100%	係員級
				運転手・一般技能職員	0 (0)			
				用務員・調理員・労務作業員	0 (0)			
				運転手・一般技能職員	0 (0)			
				困難な業務を行う用務員	0 (0)			
4級	1 高度な技能及び経験を必要とする自動車運転手・一般技能職員の職務 2 高度な技能及び経験を必要とする用務員・調理員・労務作業員の職務	1 (0)	25.0%	相当の経験を必要とする調理員・労務作業員	0 (0)	1 (0)	100%	係員級
				計	0 (0)			
				運転手・一般技能職員	0 (0)			
5級	1 高度な技能及び経験を必要とする自動車運転手・一般技能職員の職務 2 高度な技能及び経験を必要とする用務員・調理員・労務作業員の職務	1 (0)	25.0%	用務員・調理員・労務作業員	1 (0)	1 (0)	100%	課長級
				計	1 (0)			
				自動車運転手・一般技能職員	0 (0)			
合計		4 (2)	100.0%					

※合計欄、内訳欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、右欄に再任用職員を内数として記載
※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

特定任期付職員

号給	上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する規則第4条に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0 (0)	0.0%		0 (0)	1 (0)	100.0%	課長級
				計	0 (0)			
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1 (0)	100.0%	危機管理対策監	1 (0)	1 (0)	100.0%	課長級
				計	1 (0)			
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0 (0)	0.0%		0 (0)	0 (0)	100.0%	課長級
				計	0 (0)			
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0 (0)	0.0%		0 (0)	0 (0)	100.0%	課長級
				計	0 (0)			
合計		1 (0)	100.0%					

※合計欄、内訳欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、右欄に再任用職員を内数として記載
※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。